

概要書面

World Family Business Guide

■＜概要書面＞を受け取られた方へ■

この書面は「特定商取引に関する法律」第37条第1項により交付することが義務づけられています。
 この書面は相手の方が入会する、しないに関わらず内容をよく説明し、相手の方に必ずお渡し下さい。
 お客様はこの概要書面を必ずお読みになり、内容をよくご確認の上、お手元に大切に保管下さい。

紹介者氏名 (法人名)	会員番号
〒 - 住所	— 電話番号 ()

会社概要 (2014年12月現在)

統括者：ワールドファミリー（準備室：パワーコンサルティング合同会社）
 設立：2014年11月
 代表：佐藤 真一
 本社：東京都新宿区湯場町
 事務センター：東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階 プレンドルモンドオー内
 TEL：03-6280-7158
 FAX：03-5284-8577
 公式HP：http://worldfamily.jp

事業プラン

■締めは毎月月末締め 報酬支払いは翌月25日になります。（25日が休日の場合には金融機関翌営業日）

■1P（ポイント）＝1円で報酬計算されます。

■ボーナス受取資格は自身が該当月にアクティブであることが条件です。

■「アクティブ」とは、購入サイトへのアクセスが毎月確認されること。または、被リンクされていること。

★タイトルの条件（月末で締めて集計し、翌月分の計算時に適応されます）

ブロンズ・直紹介者1名

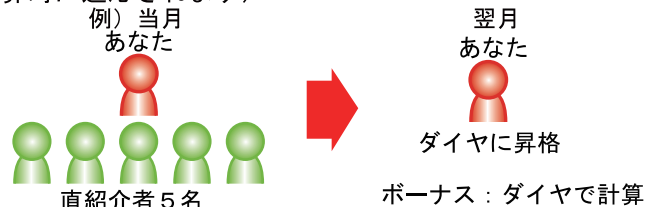
シルバー・直紹介者2名

ゴールド・直紹介者3名又は直紹介シルバー3名

プラチナ・直紹介者4名又は直紹介ゴールド3名

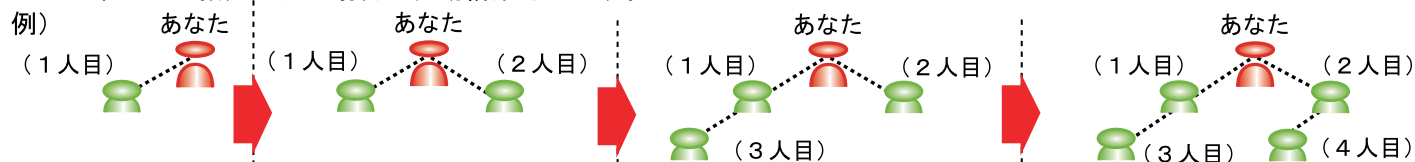
ダイヤ・直紹介者5名又は直紹介プラチナ3名

※一度取得したタイトルの降格はありません。



組織構成のルール

WEB申込又は指定が無い場合は自動構築されます。



自動構築のルールは下記の優先順位で決定されます（紹介者（あなた）からみでの状態）

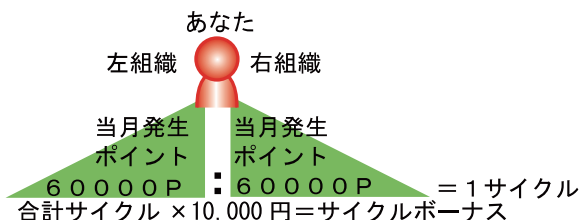
1. 左右の組織のポジション数が少ない側の組織
 2. レベルの一番浅い空白の位置
 3. 左優先
- 上記の順位で配置が自動構築されます。（直上指定は特定のポジションへの指定のほか左右のみの指定も可能です）

1. ダイレクトボーナス

直接紹介者の購入ポイントの20%が発生します。

2. サイクルボーナス

グループ左右の売上ポイントが各6万P：6万Pを達成で1サイクルとして、1サイクル達成ごとに10,000円のボーナスが発生します。但し、月700サイクルを上限とします。

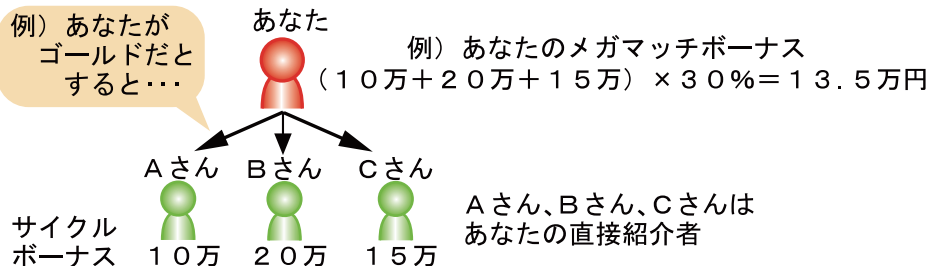


左：右 発生ポイント	月内での サイクル数	サイクルボーナス
60000 : 60000	1サイクル	10,000円
120000 : 120000	2サイクル	20,000円
180000 : 180000	3サイクル	30,000円
240000 : 240000	4サイクル	40,000円
300000 : 300000	5サイクル	50,000円

※最高700サイクル/月

3. メガマッチボーナス

あなたの直接紹介者に発生するサイクルボーナスの10%～50%があなたのタイトルに応じて発生します。



タイトル	支払い%
ブロンズ	10%
シルバー	20%
ゴールド	30%
プラチナ	40%
ダイヤ	50%

4. シェアボーナス

厳選サイト広告営業総収益の10%をサイト保有数に応じて、比例分配します。

※ 最高還元率と支払上限について

1. 支払い最高還元率：売上ポイントの70%
2. 支払上限：支払報酬合計が全売上ポイントの70%を超えた場合は各種ボーナスが【上限調整金】によって調整され70%を上限としてお支払いいたします。

サイト発行条件	発行数
登録	1
初回サイクル達成	1
ゴールド	1
プラチナ	1
ダイヤ	1

【会員規約】お申し込みにあたってこの書面をよくお読みください。
本書面には事業内容に関するきわめて重要な内容が記載されております。
ご登録前によくお読みになり、ご理解のうえ、ご自身の意思・責任において会員登録ならびにご購入くださいますようお願い申し上げます。
ご不明な点につきましては、ご紹介者またはパワーコンサルティング合同会社（以下「当社」という）までお気軽にお問合せください。

【取扱商品】※仕様及び価格、ポイントは予告なく変更する事がございます。
◎商品名：厳選サイト営業ツール 価格：70,000円（税込）【70000ポイント】
◎商品名：厳選サイト営業ツール（3000名迄） 価格：3万円（税込）【3万P】

【登録のための特定負担】
会員登録には、30000ポイント以上の商品購入が必要です。

【会員資格の維持】
資格の維持には、毎月アクティブであることが条件です。
6か月間非アクティブの場合は、会員資格が抹消されます。

【特定負担以外の会員登録条件】

（1）個人登録

※満20歳以上で学生でないこと。

※当社または当社会員の紹介が必要です。

※日本国籍を有し、国内在住であること。

（2）法人登録

※日本で登記している営利法人であること。

※法人の代表者が個人登録資格条件を満たしていること。

※登記簿謄本の写し（3ヶ月以内）を提出が必要です。

（3）以下の場合は登録できません

※組織暴力団など反社会勢力関係者

※関係法令、就業規則などで副業を禁止されている方

※会員退会日から6ヶ月以上経過していない方

※その他、当社が不適当と判断した場合

【登録及び商品購入方法】※ビジネスパートナー登録申請書兼ホームページ購入申込書に商品代金の合計金額をご記入後、当社宛にファックスして原本を郵送してください。（原本をコピー後、控えとして保存してください）

【ファックス送信先】 03-5284-8577

【原本送付先】 東京都足立区千住 1-4-1 東京芸術センター 10F

ブレンドルモンドオー内 パワーコンサルティング合同会社 宛
※記入内容に不備または記入漏れがあった場合は、商品の発行が遅れる事がありますので、一週間以上届かない場合は当社までご一報下さい。

【売上計上日】

商品引渡し通知日（メール送信日）または原本到着日のいずれか遅い方とします。

【ビジネス活動・会員の責務について】

1. 会員登録をした会員は独立した事業家であり、当社とは雇用関係がありません。従って、当社の従業員と誤解されるような言動は禁止します。

2. ビジネス活動を行う場合は、必ず氏名を名乗り、当社の会員であることを伝えること。

3. 関係法令や重要な事実（特定負担やクーリングオフができることなど）を必ず告げること。

4. 会員の個々のビジネス活動上生じた、顧客その他とのトラブルは、自らの責任と負担において解決し、当社に対して損害を与えないこと。

5. 自分の組織下の会員への継続的なサポートを惜しまないこと。

【ボーナス】※会員が得る特定利益で、報酬のことを指します。

1. 会員は、本書面の定めるボーナス支払い条件によりボーナスを受け取ることができます。（1ポイント＝1円（税込）として計算）

2. ボーナスは、事務手数料一律700円を差し引き、登録申請書に記載された指定口座に、振り込まれます。

3. ボーナスが5,000円以下の場合は繰越され、5,000円を超えた時点で指定口座に振り込まれます。

4. 所得税等、税務申告はご自身で申告してください。

【ボーナス取得条件】 ※詳細は事業プランをお読みください。

ボーナス送金日において、会員資格と各規定条件を満たしていること。

【ボーナスの支払い】 ※金融機関が休みの場合は、翌営業日となります。

月末締めの日翌月25日払い

【会員資格の解約・取り消し】※会員が以下の事項に該当した場合、登録を解除し、全ての権利を喪失します。当社が被った損害を賠償請求させていただくことがあります。

〈解約〉※登録の解約を希望する場合は、所定の「解約届」を作成しご本人が署名・捺印の上、郵送してください。

※登録後一年以上経過した会員の解約・喪失抹消後の、商品の返品及び返金はできません。

〈取消〉※下記に該当する場合は、登録を取り消しとさせていただきます。

1. 当社の名誉を毀損し、また社会的信用を失わせる行為を行った者。
2. 本人死亡の場合（配偶者及び、一等親までの親族が3ヶ月以内に相続権を当社に申請し、当社から承認を受けた場合を除きます。）
3. 刑法、特定商取引に関する法律等の関連法規に違反し、反社会的行為のあった者。
4. 健全なビジネスを営む上で当社が不適当と認めた者。
5. 破産、民事再生、整理清算の申し立てがあった者。または手形、小切手の不渡りを出した者。
6. 当社に虚偽の申告をした者。
7. 当社取扱商品に類似する商品を卸売、組織販売等の手段によって販売又は、当社会員を勧誘した者。

〈再登録〉※理由の如何にかかわらず会員登録を喪失した場合には、6ヶ月間は再登録することはできません。ただし、当社により登録を取消された方は再登録できません。

〈禁止行為〉※以下に記載する行為を禁止します

1. 関係法令、活動規約、公序良俗に反する行為。
2. 当社や会員の活動を妨げたり、イメージを傷つけるような行為。
3. 名義の貸し借り、架空名刺の使用等、不正行為。
4. 確実に儲かるなど、判断に影響を与える重要な事項について、不実（誇張表現や虚偽等）を告げる行為。
5. 相手を威圧・困惑させたり、長時間執拗に居座る、相手が退去したいという意思を妨げる等の行為。
6. 相手が迷惑を感じる時間（深夜・早朝等）での活動。
7. 当社会員に対する他社商品・他ネットワークビジネスの紹介や勧誘。又、親族・他人を使って同様の行為をさせてはいけません。
8. 会社の社名・ロゴマーク・商標・意匠その他の著作物や印刷等を会社の許可なく複製・転写すること。
9. 会社又は会員主催説明会において主催者の許可がない録音・録画行為。
10. 不要在庫やビジネス活動を強要する行為。
11. 各種広告媒体の取扱いについて、会社の名称、製品の名称や関連情報、ボーナスシステムなどの情報を、不特定多数が閲覧できる媒体での宣伝広告等。但し、小売販売を目的に広告を掲載する場合のみ、各製品及び当社公式ホームページ（会員ページを除く）に記載されている最新の製品の写真、最新の製品情報のみ掲載を認める。この場合関連する法律や会員活動規約を遵守し、公序良俗に反さないよう誠意をもって掲載し、自己責任とする。
- ※スパムメールの宣伝広告・オーションへの出品は全て禁止とする。
- ※不適切と思われるものを発見した場合は掲載中止を勧告し、悪質と思われるものについては即刻除名等の制裁措置をとる場合がある。

【制裁措置】

会員規約に反した場合、当社は諸般の事情を考慮したうえで制裁措置として、違反者を以下の一つまたは複数の処分につずけることができる。注意警告処分・再教育処分・コミッション支払い停止、既払いコミッションの返却資格/称号/特典の取り消し・返還・会員登録抹消。

【管轄裁判所】

何らかの事由で、会員との間で本契約に関する紛争が生じる場合、当社指定の裁判所を管轄とします。

【その他のルール】

1. 法律の改正、社会情勢、その他の事情により規約及びこの契約に伴う諸規約の改定が必要であると当社が判断した場合、それらを会員に事前の通知をすることなく改訂することができます。
2. 見解の相違が生じた場合は、当社の考え方を優先させるものとします。

【クレジットへの抗弁権】

割賦販売法（昭和36年法律159号）第2条第2項に規定するローン提携販売の方法又は同条第3項に規定する割賦購入斡旋にかかる提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第29条の4第2項（同条第3項において準用する場合を含む）又は同法第30条の4（同法第30条の5第1項において準用する場合を含む）の規定に基づきローン提携業者、割賦購入斡旋関係販売業者または割賦購入斡旋関係役務提供事業者に対して生じている事由をもって、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入斡旋業者に対抗することができます。

World Family